

第1条（名称および目的）

- 1 本会は、「北海道銀杏会」と称する。
- 2 本会は、北海道地区における東京大学の全学同窓会として、東京大学（大学院を含む）および東京帝国大学同窓生の交流・親睦等を図るとともに、広く社会への貢献を目指すものとする。
- 3 本会は、東京大学同窓会連合会に加入する。

第2条（事業）

- (1) 会員総会の開催
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 懇親会、講演会等各種会合の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3条（会員）

- 1 東京大学（大学院を含む）または東京帝国大学の卒業生（中退者を含む）であって、北海道内に在住ないし在職をする者、もしくはいずれかをした者は、本会会員となることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず理事会が承認した者は、本会会員となることができる。
- 3 海外勤務・疾病その他やむを得ない理由で本会の事業に参加できない会員は、本人の申し出る期間につき、休会扱いとすることができる。

第4条（役員）

- 1 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理 事 20名以内
 - (4) 監査役 3名以内
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条（役員の仕事）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、会長、副会長とともに理事会を構成し、本会の事業および会務の遂行を図る。
- 4 監査役は、本会の会計を監査するとともに、理事会に出席することができる。

第6条（顧問）

- 1 本会は、役員の外に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の活動について会長の諮問にこたえるものとする。
- 3 顧問は、会員総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条（会員総会）

- 1 会員は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は必要の都度、会長が招集する。
- 2 会員総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 役員を選任および解任
 - (3) 顧問の推薦
 - (4) 事業計画および事業報告
 - (5) 予算および決算
 - (6) その他会員総会が必要と認めた事項
- 3 会員総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第8条（理事会）

- 1 会長、副会長および理事（以下あわせて理事という）をもって理事会を構成し、理事会は、会員総会に提案する議事および会務の執行上重要な事項を審議・決定し、会務を執行する。
- 2 理事会の議事運営は、理事の互選により選出された理事会議長が行う。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第9条（役員候補者推薦委員会）

- 1 次期役員選任にあたっては、会長、副会長ならびに事務局長で構成する役員候補推薦委員会が人選を行い、選任案を理事会へ諮る。

第10条（赤門ゴルフ会）

赤門ゴルフ会（札幌を中心にゴルフを通じて東京大学卒業生が親睦を図ってきた同窓生団体である赤札会が2008年1月27日に名称変更）を本会のゴルフ部会とし、ゴルフを通じて会員の交流・親睦を図るものとする。

第11条（事務局）

- 1 本会の事業の遂行および事務処理のため、事務局を置く。
- 2 事務局には、理事の互選により選出された事務局長1名、事務局次長を置く。
- 3 事務局は、事務局長が指揮監督する。

第12条（財政および会計）

- 1 本会は、年会費および寄付その他の臨時収入を財源とする。
- 2 本会の年会費は五千円とする。
- 3 本会の会合費は、その実費を出席者からその都度、徴収することができる。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 本会の会計は、別に定める会計原則に則って執行する。

第13条（細則等）

この会則の運営上の細則および理事会の運営規程は、理事会が決定する。

付 則

この会則は、2006年3月11日から施行する。

[改定]

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 2007年4月15日 | 一部改定（役員名称、理事会等） |
| 同日 | 赤札会加入（部会発足） |
| 2008年4月27日 | 一部改定
（第9条「赤札会」から「赤門ゴルフ会」への名称変更） |
| 2009年4月25日 | 一部改定
（「役員候補者推薦委員会」設置等） |
| 2012年4月15日 | 一部改定
（2013年4月1日から年会費を五千円に改定） |